議決権数に関する細則（案）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条　この細則は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター定款第 2 3 条の規定に基づき、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの総会の議決権数に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 議決権

（総会の議決権）

第 2 条　正会員の有する議決権の数は、前年度 2 月末日における当該正会員の参加組織数に応じて次の表により定める。

参加組織数			議決権数
0	~	10	1
11	~	30	2
31	~	100	3
101	~	300	4
301	~	1,000	5
1,001	~	3,000	6
3,001	~	10,000	7
10,001	~	30,000	8
30,001	~	100,000	9
100,001	~	300,000	10
300,001	~	1,000,000	11
1,000,001	~	3,000,000	12
3,000,001	~	10,000,000	13
10,000,001	~	30,000,000	14
30,000,001	~	100,000,000	15
100,000,001	~		16

2　前年度 2 月末日に未加入であった会員の議決権数は、入会申請日の参加組織数により前項の表に定める議決権数を有する。

3　参加組織を持たない正会員の参加組織数は、０と数える。

（参加組織数）

第３条　正会員のネットワークに参加、加入あるいは加盟（以下、参加という）しているものの内、当センターからドメイン名が割り当てられている数の総数を、当該正会員の参加組織数とする。

2　正会員が、ネットワークの管理のために使用することを届け出たドメイン名も参加組織数に加える。

3　参加の名義が個人であっても、その個人に当センターからドメイン名が割当てられている場合には、参加組織数に加える。

附則

1　この細則は、当センターの設立許可のあった日から施行する。

2　この細則の定めにかかわらず、任意団体日本ネットワークインフォメーションセンターの会員であったものの議決権数は、１９９７年２月末日の参加組織数により算出する。